
平成22年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成22年12月6日 (月曜日)

議 事 日 程 (1)

平成22年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第95号 芦屋町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第96号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第97号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 町長提出議案 第98号 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 町長提出議案 第99号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)について
- 第8 町長提出議案 第100号 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 第9 町長提出議案 第101号 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第10 町長提出議案 第102号 指定管理者の指定について
- 第11 意見書案 第7号 沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書について
- 第12 請 願 第2号 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する請願

【 出 席 議 員 】 (13名)

- 1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志
-

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

よって、ただいまから平成22年芦屋町議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は12月6日から16日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

----- . ----- . -----
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、2番、貝掛議員と、11番、中西議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

----- . ----- . -----
○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第95号から、日程第12、請願第2号までの各議案、意見書案及び請願については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、意見書案の提出者及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第95号の芦屋町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特に必要がある場合には、基金の一部を処分できるよう、新たに条項を加えるものでございます。

議案第96号の芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い、支給対象者の表記内容を変更するものでございます。

議案第97号の平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,400万円増額補正するもので、歳入といたしましては、勸奨による退職者増に対応するための退職手当債及び過疎地域自立促進計画による事業実施のための過疎債を借り入れるほか、財政調整基金繰入金や、福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金などを計上いたしております。

歳出といたしましては、勸奨による退職者増に対応するための措置のほか、過疎債借りに伴います下水道事業会計及び病院事業会計への4条補助金や、繰越明許費として、山鹿小学校、芦屋東小学校の耐震補強等工事の実設計画委託を計上いたしております。

また、漁協施設整備補助金や森林整備加速化・林業再生事業委託も計上しております。

議案第98号の平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、職員給与費に係る一般会計繰入金の減額及び出産育児一時金補助金や、特定健康診査受診推進事業に係る一般会計繰入金の増額を計上し、歳出では、給与費の減額、退職被保険者等療養費及び過年度分特定健康診査等負担金返還金等の増額を計上しております。

議案第99号の平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）につきましては、収入では、ミニボートピア日向の開設に伴う売り上げ、及び、場外発売の日数増に伴う売り上げなど営業収益の増額、退職者増に伴う一般会計補助金の増額を計上し、支出では、退職給与金や開催費及び場外発売受託事業費などを増額計上いたしております。

議案第100号の平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収入では、起債対象経費の減少及び過疎債借りに伴う企業債の減額や、一般会計補助金の増額を計上し、支出では、機械及び備品購入費の減額を計上いたしております。

議案第101号の平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収入では下水道事業債のうち500万円を過疎債で借り入れるため企業債を減額し、一般会計補助金を増額するものでございます。

議案第102号の指定管理者の指定につきましては、国民宿舎マリンテラスあしやの管理運営を、来年4月1日から株式会社MBKオペレーターズに代行させるため、指定管理者として指定するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、4番、辻本議員に意見書案第7号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

4番、辻本でございます。意見書案第7号沖縄県尖閣列島の領土権に関する意見書を提出さしていただきました。その概要を説明させていただきます。

皆さんご存じのように、テレビ等でご承知のとおり、沖縄県の尖閣列島周辺で、今年の9月7日、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、漁船の船長が逮捕されたことに対し、尖閣列島の領有権を主張する中国側の抗議が続いていますが、これは、この尖閣列島は固有の領土であります。にもかかわらず、今回、中国側の一

方的主張や措置のみが発生される中で船長を釈放したことは、まさに中国の圧力に屈したとの印象を、国内のみならず国際社会にも与えるとともに、今後、中国の尖閣諸島及び周辺海域の領有権の強硬な主張を背景とした中国漁船の違法操業の増加が予想され、我が国漁船とのトラブル多発が危惧されるなど、両国の歴史に深い禍根を残すことになりました。

よって、国会及び政府に対して、冷静かつ毅然とした外交姿勢を確立されることを求めて、4項目を提案いたします。1つ、尖閣列島は日本固有の領土であることを、中国及び諸外国に改めて明確に示し、今後、同様の問題が起こった際は、国際法に照らしてその非を世界に明らかにすること。2つ、尖閣諸島周辺海域において我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できる体制を充実強化すること。3、政府は国会の場で検察の判断を含め、今回の事件の事実関係を、明確な証拠によって国民と国際社会に対して明確にすること。4、中国政府に対し、今回の事件に関して厳重に抗議するとともに、日中両政府は冷静な外交を通じ再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものいたします。皆様方におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書案の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、8番、川上議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、川上です。請願を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願、1、請願事項、1、我が国及び本県の農業に対する壊滅的な打撃を与えるT P P（環太平洋経済連携協定）交渉については断固として参加しないこと。2、T P Pについては、全品目での関税撤廃だけではなく、さまざまな分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも国民の経済や生活に係る多様な分野について影響があることを、国民に十分説明すること、3、多様な農業の共存を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や、食料安全保障の確保など、食料自給率の向上、農業・農村の振興などを損なわないように対応すること。

2、請願理由、政府は11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、T P Pについて情報収集を進めるために、関係国との協議を開始することとしました。T P Pは、原則としてすべての物品について関税の撤廃を目指しており、仮にT P Pが締結されれば国内の農業生産が4.1兆円減少し、340万人に及ぶ地方における雇用が喪失されると試算されており、地域経済、社会雇用が大打撃をこうむることは必至であります。

我が国は食料の60%を海外に頼っていますが、さらに食料自給率が低下することになれば、安全・安心な食料の安定供給が脅かされ、国民に大きな不安を与えることとなります。また、T P Pは物品の貿易だけではなく、非関税障壁として、郵政の見直し問題、金融、保険、医薬品、公共事業の入札、医師・弁護士・会計士・看護師・介護福祉士等の労働市場の開放等々を俎上に乗せ、さまざまな分野での包括的な交渉が行われることから、農林水産分野以外にも、経済や生活に係る多様な

分野について基準や仕組みを根本的に変更するものであり、国のかたちが一変してしまう可能性があります。そのような判断を十分な国民的議論がないまま拙速に行うことは大きな問題であり、1の請願事項に掲げたTPPに対する対応をするよう、国への意見書を提出くださるよう請願いたします。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第95号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第95号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第96号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第96号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第97号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第97号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第98号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第98号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第99号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第99号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第100号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第100号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第101号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、第101号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第102号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

国民宿舎マリンテラスあしやの指定管理者の指定についての議案でございますが、これは指定と選定とそれぞれ所管が違うということでは、この指定に至る前提の選定というのがあると思います。その選定のところで、一応概要を、とりあえず1回目の質問として、この経緯とここに決まった概要をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

指定管理者の指定につきましては、現指定管理者が来年の3月で指定管理を終えることから、次の指定管理ということで公募をおこなって選定してまいりました。

選定につきましては、指定管理者選定委員会の答申に基づき、その事業計画、それからその企業の経営、それから納入金、そういったものの審査をいたしまして、指定管理選定委員会で答申をいただいて、その後、決定したわけでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私どもの委員会のところでは、この選定の経緯は詳しく聞けませんので、この質疑の後にいろいろ調べることになるかと思いますが、ただ、芦屋町のホームページに、このマリンテラスの指定管理者選定結果というのが公表されておりますので、それをちょっと見ながら二、三質問をしたいと思っております。2回目の質問です。

きょう議案に上がっておりますように、最終的に株式会社MBKオペレーターズというのが指定されているということになりますが、ここは、この説明によりますと、いわゆる4社出ているようですが、それぞれ3位まで各社の名前がありますけれども、4位、4社目に関してはA社というのがあるので、これはあえて公表されるのに差し支えがあってA社になったのかということが1つ、質問。

それと、第1位で指定されたこの会社に関しては、内容がそんなにたくさんないのでちょっと内容を読みますが、「ホテル経営に長年の実績があるほか、近年では指定管理者としての実績もあり、ノウハウの蓄積や経営理念がある。また、料金設定や事業計画において熱意や意欲とともに工夫された提案がなされている。納入金については、利益に30%を超える独自提案もなされた。平成23年1月に合併が予定されているが、影響はないと判断される」こういう答申内容だと思いますが、この中で、まず利益に30%を超える独自提案。これは独自提案をまた聞くのもあれですので、この30%という意味は、これまで芦屋町に今年度いっぱい指定管理として経営に携わってた国民休暇村のところでは、約7,000万円が芦屋町のほうに入っていたと思いますが、それが単純に30%を超えるということでは、その金額が1億円なのか、そういう芦屋町に入ってくるお金が約幾らなのかということと、あと、23年1月に合併と書いてあります。この合併というのは、いわゆる同じ経営レベルのところ統合して一つの大きな会社になるのか、あるいは、吸収されるような合併なのか、そこがわかれば教えてください。

それと、これまでのマリンテラスあしやで働いていらっしゃる従業員の方々の最低賃金を教えてください。

そして、今年各都道府県別に最低賃金の確定がされて、10月の22日から新しい賃金でやるようになってるんですが、その金額をご存じであれば金額を教えてください。この事業計画の中に従業員の賃金が入っているのか、いないのか。入っているとしたら、その賃金を教えてください。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目のご質問でございます。3社まで公表しているということなんで

すけども、これはもう指定管理者の選定にかかわる指針の中で、3位までは公表するというので順位づける。以下は公表しないということで決まっております。

それから、2つ目の町に幾ら入るか、独自提案を絡めてなんですけども、納入基本額が6,000万円、それを越えた利益のうち利益分は、残り30%をプラスという考えでございます。

それから、3点目、合併につきましては、現在でもMBKオペレーターズはマーチャントバンカーズという会社と連結決算をしておりますけども、こちらに吸収合併されるということで、非常に大きな会社になるということになります。

それから、4点目、従業員につきましては、担当課長のほうからお願いしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

現在のマリンテラスあしやの従業員の最低賃金といいますか、賃金体系はというご質問ですが、申し訳ございません。現在、今の時点ではちょっと調査いたしておりません。後日回答させていただきます。

それと、今回提案されていますMBKの賃金が入っているかというご質問ですが、収支予算書をいただいております。その中では、職員の給与のほうは約3,500万入っております。それから、賃金関係が7,450万という形で収支精算になっておりますので、7,450万ですか、これが賃金として提示されておりますので、収支予算書にはそういうふうな提示はされております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

最後の質問になりますが、先ほど、もう吸収合併ということをおっしゃったということでは、当然吸収されたにしても規模が大きくなったと。だから経営が安定するだろうという想定のもとでしようけど、ちなみに、最後の質問、これに関しての最後の1つの質問は、国民休暇村に関しては5年間、今年度いっぱいやってきましたが、当然この会社についても5年間。このご時世ですので、どういうふうになるかわかりません。国民休暇村とて一緒でしたが、これが経営難とかで事業を継続してやっていけないという場合の違約金なり、違反金というか、契約違反というのは、どういうふうなペナルティーを受けるのか教えてください。

それと、人件費に関しては、トータルで収支のところにあるということでは、あえて私がなぜこれを出したかということでは、当然過去は全部従業員さんたちは、芦屋町で直営の場合は最低賃金というよりは、芦屋町が臨時従業員の賃金とか、そういうのに合わせて支払われていたましたが、当然指定管理者制度になると、特にこういう事業に関しては利益を上げていかなければならない。そして、今度新しい会社に関しては30%の利益に対して相当期待はするところではございますが、地元ないしは周辺のところの雇用が生まれるところではございますが、何せ接客業ですので、特に従業員の方の賃金、これは職種によっていろいろあると思っております。

それで、それが過去においては、今後新しい事業者に対しても最低賃金のところも、できればやはり考慮していただく、あるいは、これ法律で決まっておりますので、ちなみに福岡県の新しい最低賃金は、1時間当たり692円です。それまでは

680円でしたので、これは新聞報道でもされてますけれども、12円上がって692円です。現行がどうなのか。そして、新しい契約をとろうとするところがどうなのか、これはぜひ委員会のところでも審議していただいて。

というのは、これは直接お客様の利用を、サービスにやはり影響が受けるのではないか。特に、この指定管理者制度を導入するときには、利用者に対するサービスの向上、もちろん経費削減という面もありましたけれども、最低でもその賃金が最低賃金が守られているかどうか、それに、なおかつ従業員さんたちのお客さんたちに対するサービスの徹底とか、そういうことも含めて必要かと思います。ぜひ、そのことは委員会のところで審議をしていただきたいと思います。先ほどの最後の質問、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、第1点目の指定管理に関する満了期間以前の指定の取り消しに関するご質問に対してお答えさしていただきたいと思います。

指定管理者と町は契約書に当たる協定書というものを結ぶわけでございます。その中で、満了以前の指定の取り消しというところを現行の休暇村サービスとも結んでおります。で、芦屋町からの指定の取り消しというものが1つございます。それと、もう一つは受託者の申し出による指定の取り消しという、この2つのケースがありますが、後段の部分だと思います。そういった申し出が仮に芦屋町に対して出てくれば、芦屋町はその申し出を受けた場合、指定管理者と協議をへてその処置を決定するというふうになっております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第102号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、意見書案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、請願第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第95号から日程第12、請願第2号までの各議案、意見書案及び請願については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、一般質問の通告は本日の午後3時までとなっておりますので、よろしくお
願いをいたします。
お疲れさまでした。

午前10時33分散会
